

Press Release



厚生労働省福島労働局発表
平成 29 年 9 月 15 日

担	福島労働局職業安定部職業対策課
当	課長 廣谷 俊一 課長補佐 安田 寿夫 地方障害者雇用担当官 井関 義浩 電話 024-529-5463 (直通)

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」 県内 3 会場で開催！ << new >>

福島労働局（局長 島浦幸夫）では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を県内 3 会場（福島市、郡山市、いわき市）で今年度から開始します。また、企業の要請に応じて、職場内での出前講座も実施します。

精神・発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つに、「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること。」です。

企業で働く一般の従業員の方が、障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会に限られていたため、その機会を提供し、障害理解を一層促進していく必要があります。

【講座の内容】 〈申込先：福島労働局職業対策課 TEL 024-529-5463 / FAX 024-536-4211〉

- 内 容：「精神・発達障害の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮を短時間で学べます。また、受講者にはサポーターグッズを進呈します。
- 講座時間：90 分程度（講義 75 分、質疑応答 15 分程度）です。
- 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講できます。

※各会場定員になり次第申込みを締め切ります。

会場名	A:福島会場(130名) 福島市民会館 (福島市霞町 1-52)	B:いわき会場(50名) いわき産業創造館 (いわき市平田町 120)	C:郡山会場(70名) ハローワーク郡山 (郡山市方八町 2-1-26)
日時	9月22日(金) 13:30~15:00	11月17日(金) 14:00~15:30	12月8日(金) 13:30~15:00

《参考》平成 30 年 4 月から、民間企業における障害者法定雇用率が現行 2.0%から 2.2%に引き上げられます。更には、平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前に 2.3%に引き上げられます。

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」について

趣旨

福島労働局では、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、発達・精神障害に対する正しい理解を促進します。また、サポーターを増やして、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。

企業

〔管理職〕



〔一般従業員〕



精神障害者
離職理由

第1位
「職場の雰囲気・人間関係」

平成25年度障害者
雇用実態調査より

一般従業員の
受講を推奨

しごとサポーター養成講座

県内3会場にて開催

講師はHWの精神障害者雇用
トータルサポーター

- ・精神保健福祉士
- ・臨床心理士 等



90分程度

受講者には
グッズを進呈

講習の内容

- ・精神・発達障害の種類について
- ・精神・発達障害の特性について
- ・共に働く上での留意事項(コミュニケーション方法等)について

受講後は精神・発達障害について基礎知識や理解を有することを**職場内で表示**

- ・パソコン貼付用シール
- ・名刺貼付用シール
- ・ネックストラップ

(表示例)



- ・いつもと違う様子が見られたら一声かけよう!
- ・和やかな雰囲気づくりを心がけよう!

出前講座

企業からの要請に応じて、職場内での講習会も実施



精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進

平成29年度
養成者数
250人

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

裏面が申込書です！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、福島労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90分程度（講義75分、質疑応答15分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

会場名	A: 福島市民会館 (福島市霞町1-52)	B: いわき産業創造館 (いわき市平田町120 LATOV6階)	C: ハローワーク郡山 (郡山市方八町2-1-26)
日時	9月22日(金) 13:30～15:00	11月17日(金) 14:00～15:30	12月8日(金) 13:30～15:00

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳しくは、福島労働局職業安定部職業対策課（TEL024-529-5463）にお問い合わせください!!



厚生労働省・福島労働局・ハローワーク

【 FAX送付先 024-536-4211 】

福島労働局職業安定部職業対策課 行き

平成29年

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

受講申込書
(FAXで申込してください。)



※まとめて5人まで申込できます。なお、定員に達すれば申込みを締切ります。

受講希望日 (いずれか1つに ○印を付ける)	会社・機関等名	電話番号 (市外局番から)	役職名・係名	氏名 (フリガナ)
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				



FAX番号の間違いに注意してください！

詳しくは、福島労働局職業安定部職業対策課 (TEL024-529-5463) にお問い合わせください。

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点

① 対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上に広がります。**

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

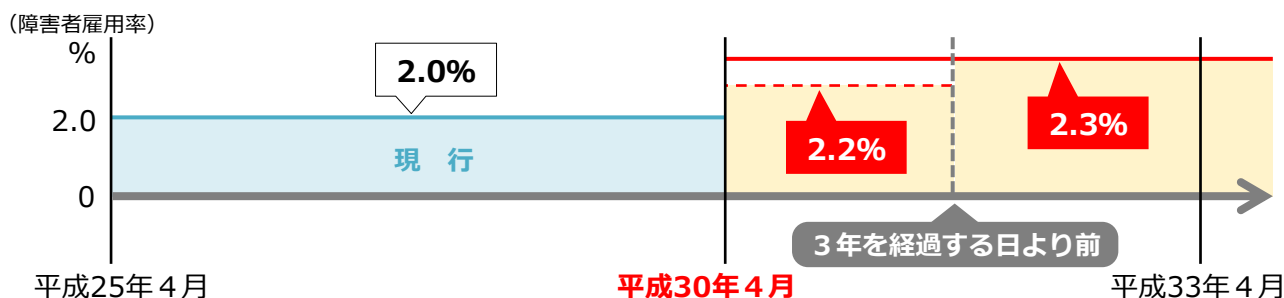
- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

② 平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げとなります。**

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
が始まります！

養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

